

阿南工業高等専門学校研修所の使用に係る経費の一部負担に関する要項

(平成21年4月2日)

(要項第2号)

(目的)

第1 阿南工業高等専門学校課外教育共同施設使用細則第12条に規定する経費負担の要項を、次のとおり定める。

(経費)

第2 短期留学生及外国人客員研究員が宿泊施設として使用する場合は、宿泊料として、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則第11条第1項の収容定員が1人であるものを適用し、使用月数を乗じた額を負担するものとする。

(負担金の納付)

第3 第2に定める負担金は総務課へ前納しなければならない。

(負担金の追徴又は還付)

第4 研修所の使用の取消し、又は変更の許可があったときは、次により追徴又は還付をするものとする。

(1) 第2に定める負担金

- ① 本校の都合により使用の取り消しをした場合は、使用しなくなった日の属する月の翌月から既納月までの負担金相当額を還付する。
- ② 使用の変更(延長)をした場合は、延長した日の属する月の翌月(月の初日の場合はその月)から使用期間満了までの月数を乗じた額を追徴する。

附 則

- 1 この要項は、平成21年4月2日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
- 2 阿南工業高等専門学校研修所の合宿研修としての使用に係る経費の一部負担に関する要項(昭和63年7月6日要項第4号)は、平成21年3月31日限り廃止する

附 則

この要項は、平成23年5月18日から施行し、平成23年4月1日から適用する。